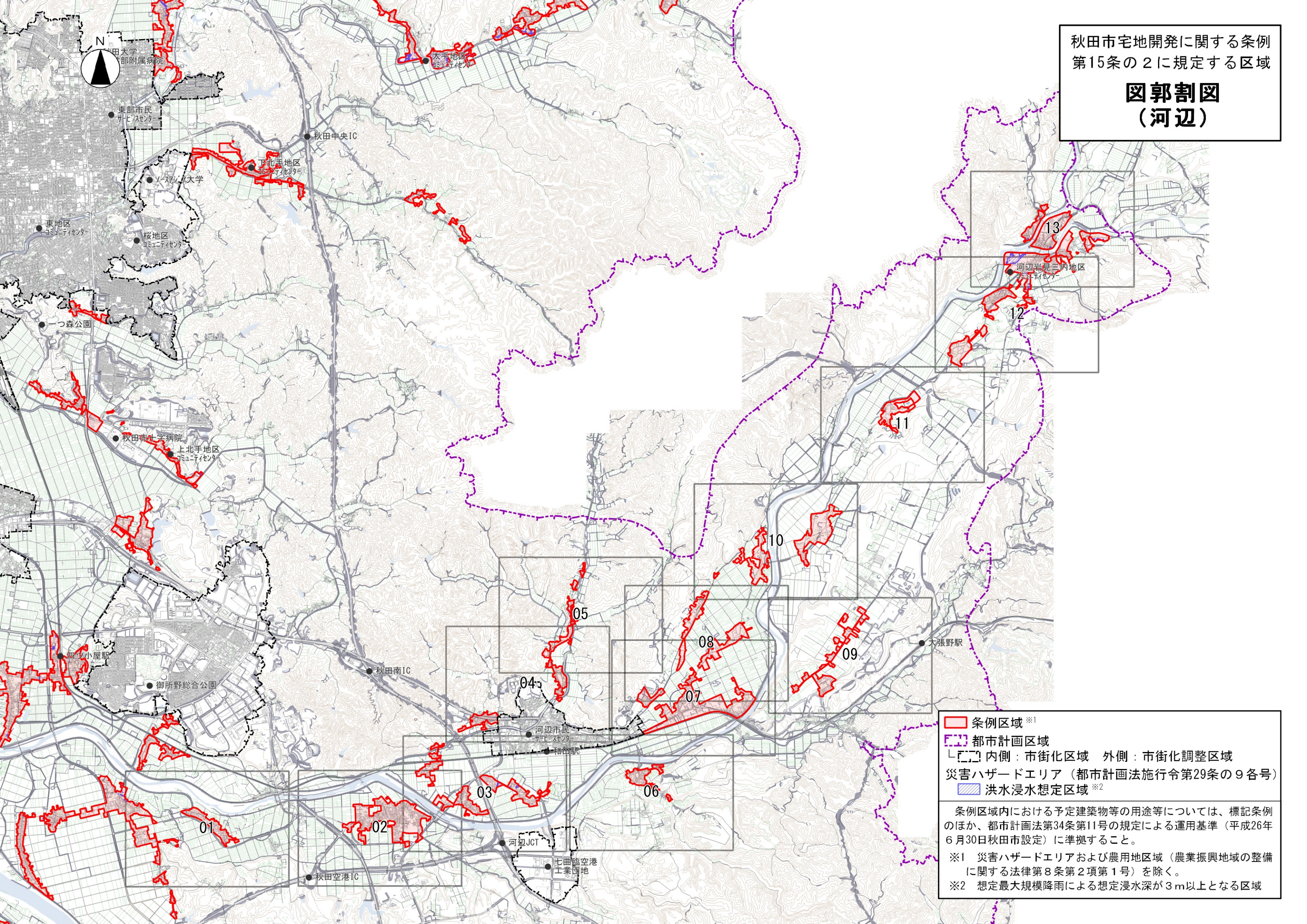


秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域

図郭割図 (河辺)



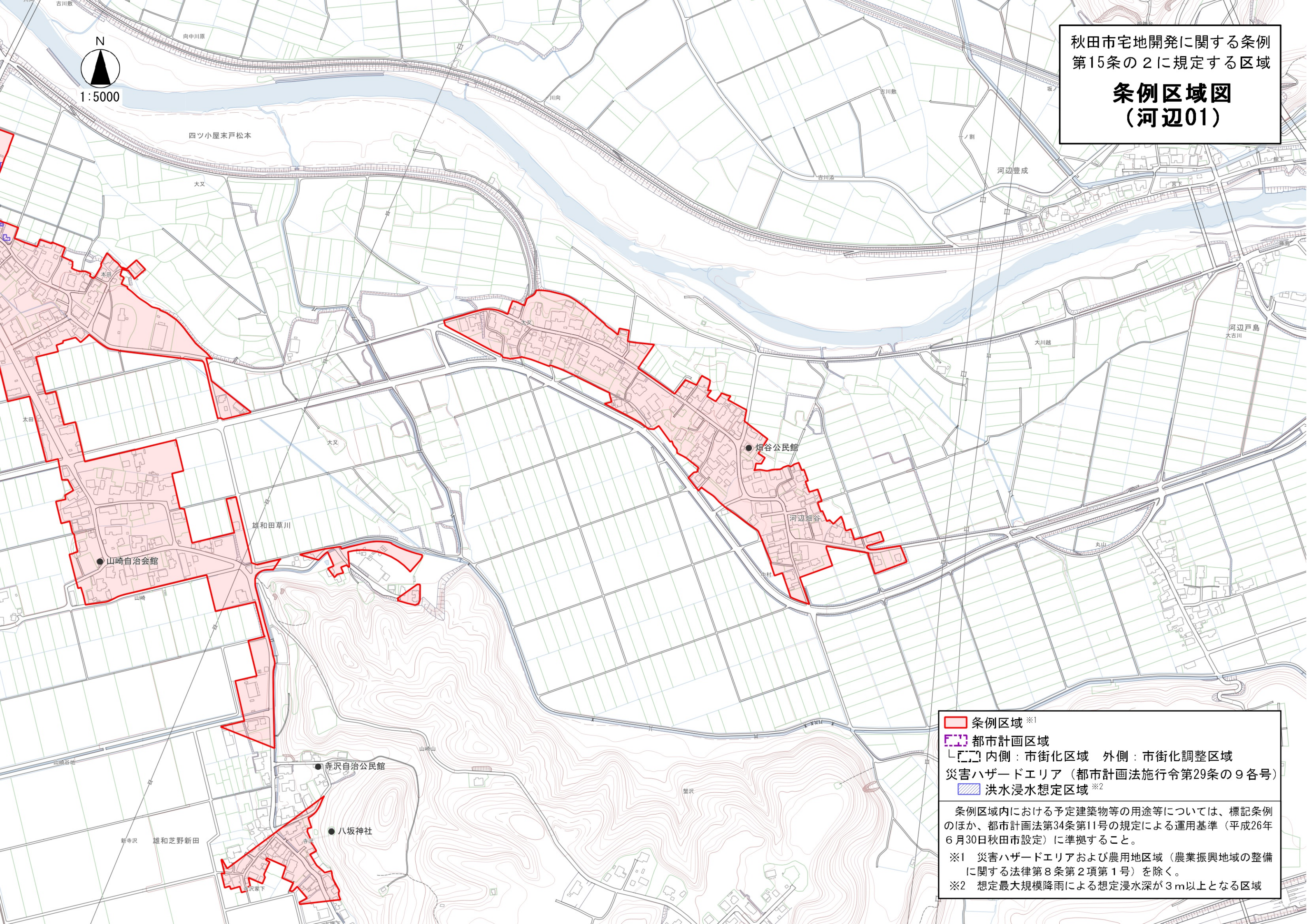
■ 条例区域※1
┌───┐ 都市計画区域
└───┘ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
▨ 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(河辺01)**



条例区域 ※1
都市計画区域
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
洪水浸水想定区域 ※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

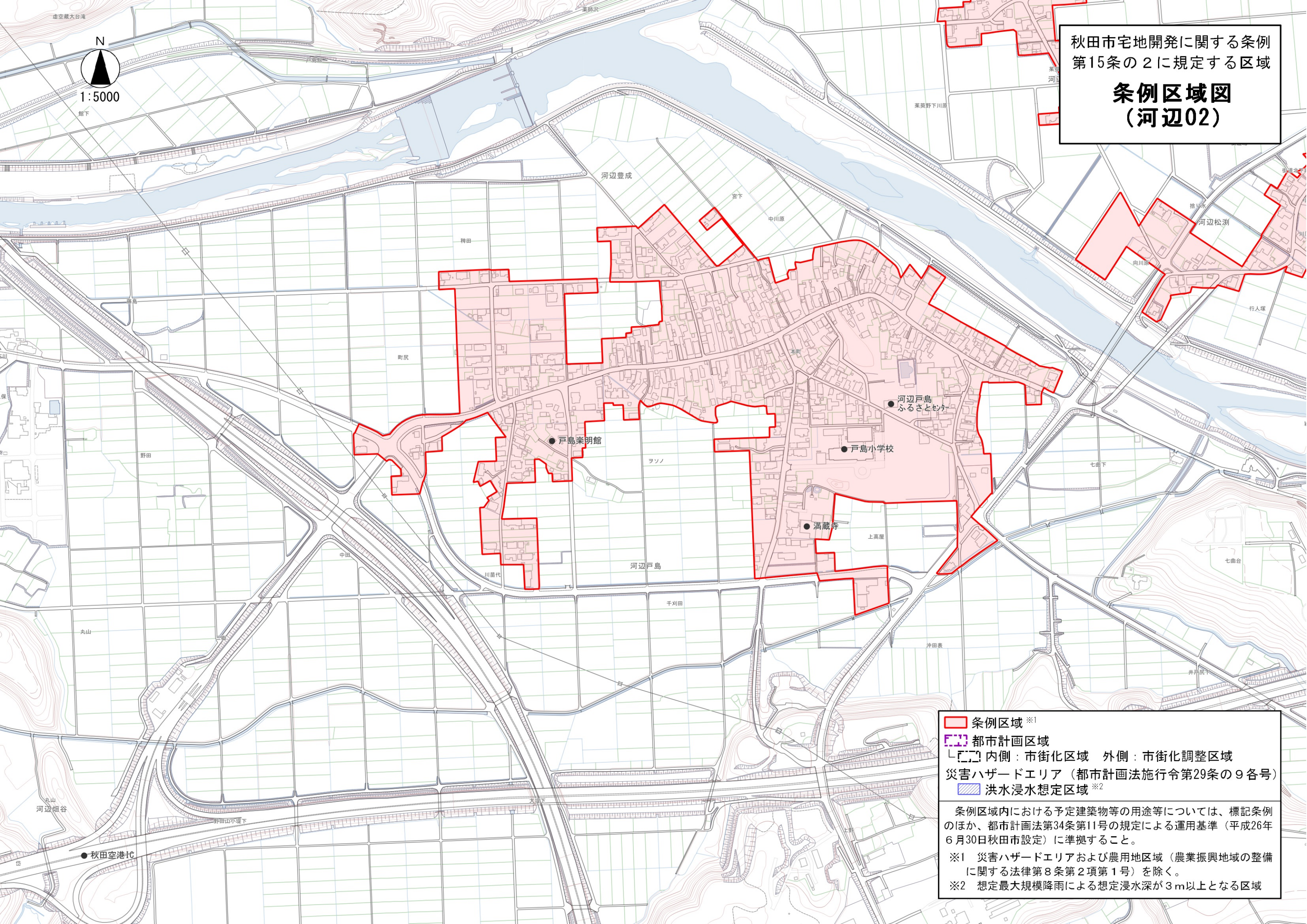


1:5000

船下

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域

条例区域図 (河辺02)



条例区域※1
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田空港IC

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

丸山

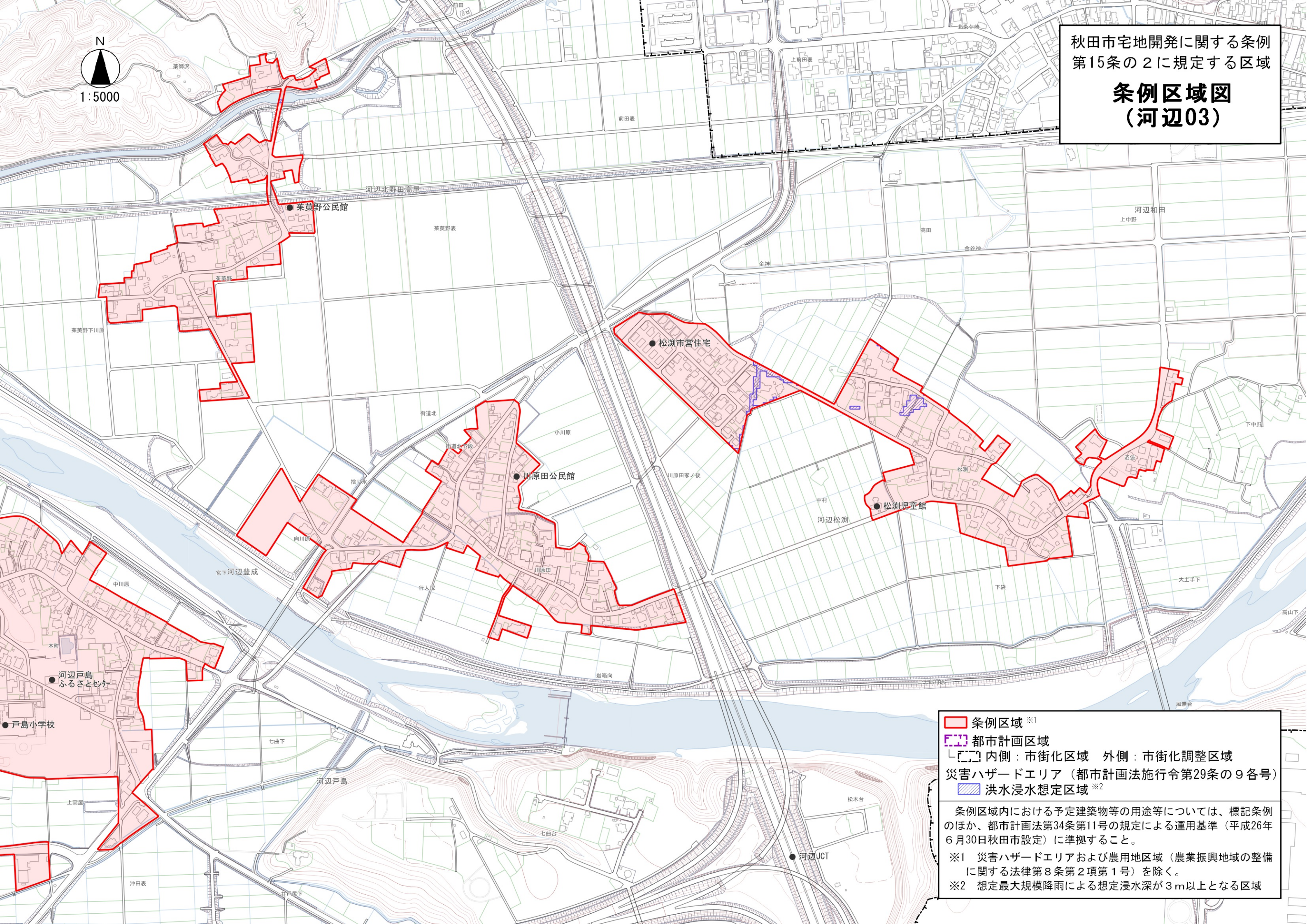
丸山

丸山



1:5000

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(河辺03)**



条例区域※1
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 洪水浸水想定区域※2

災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）

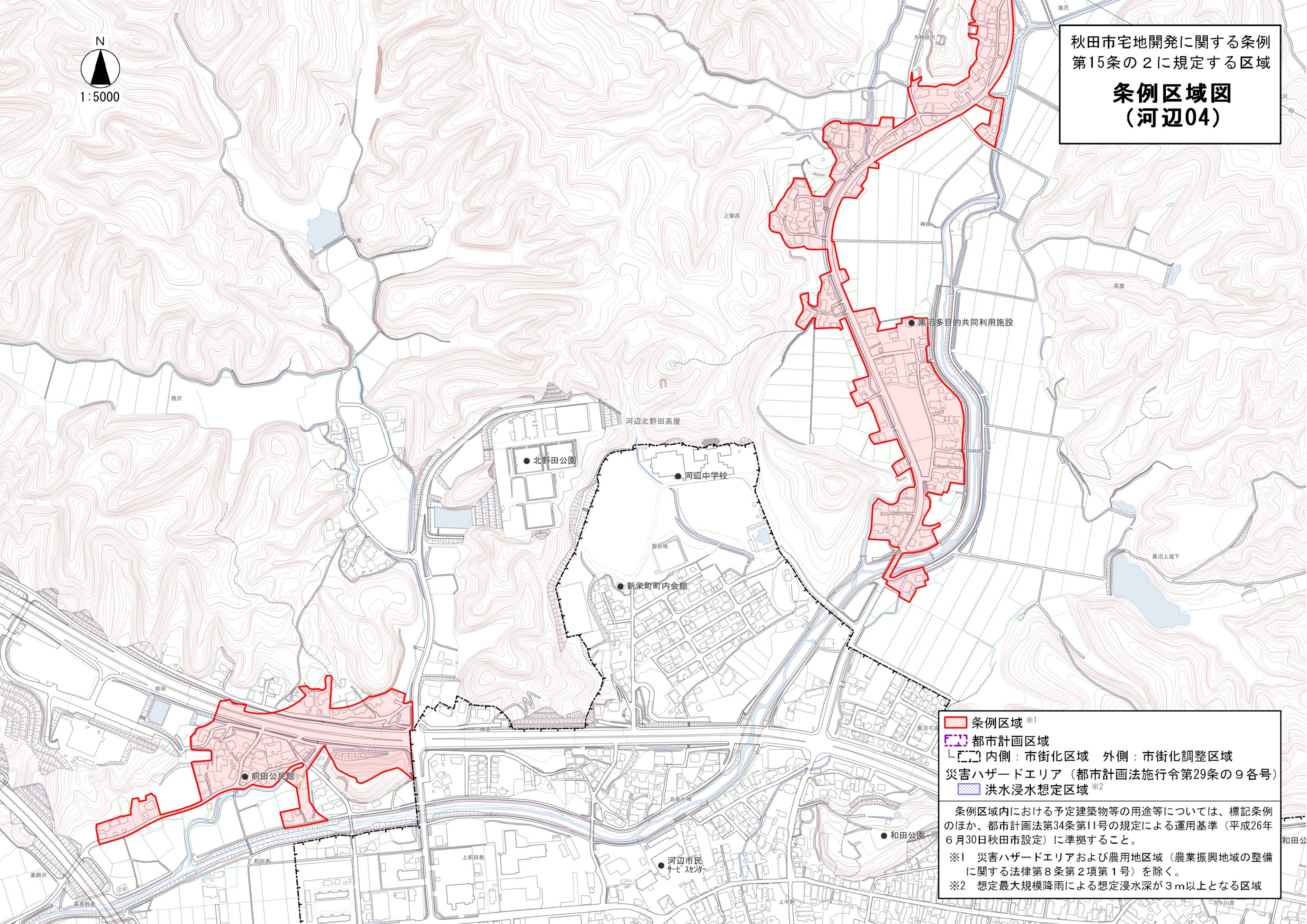
条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(河辺04)**

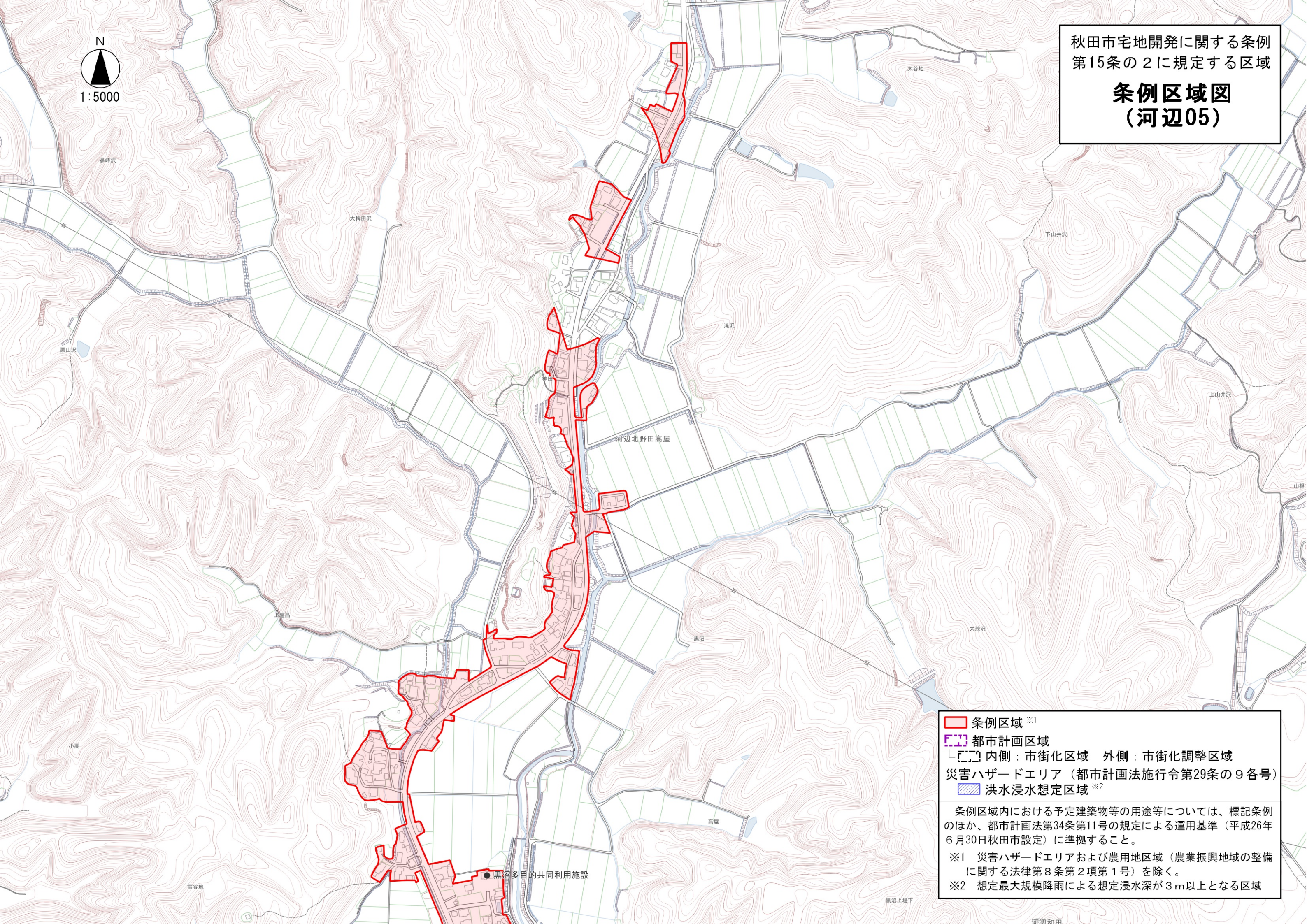


条例区域※1
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(河辺05)**

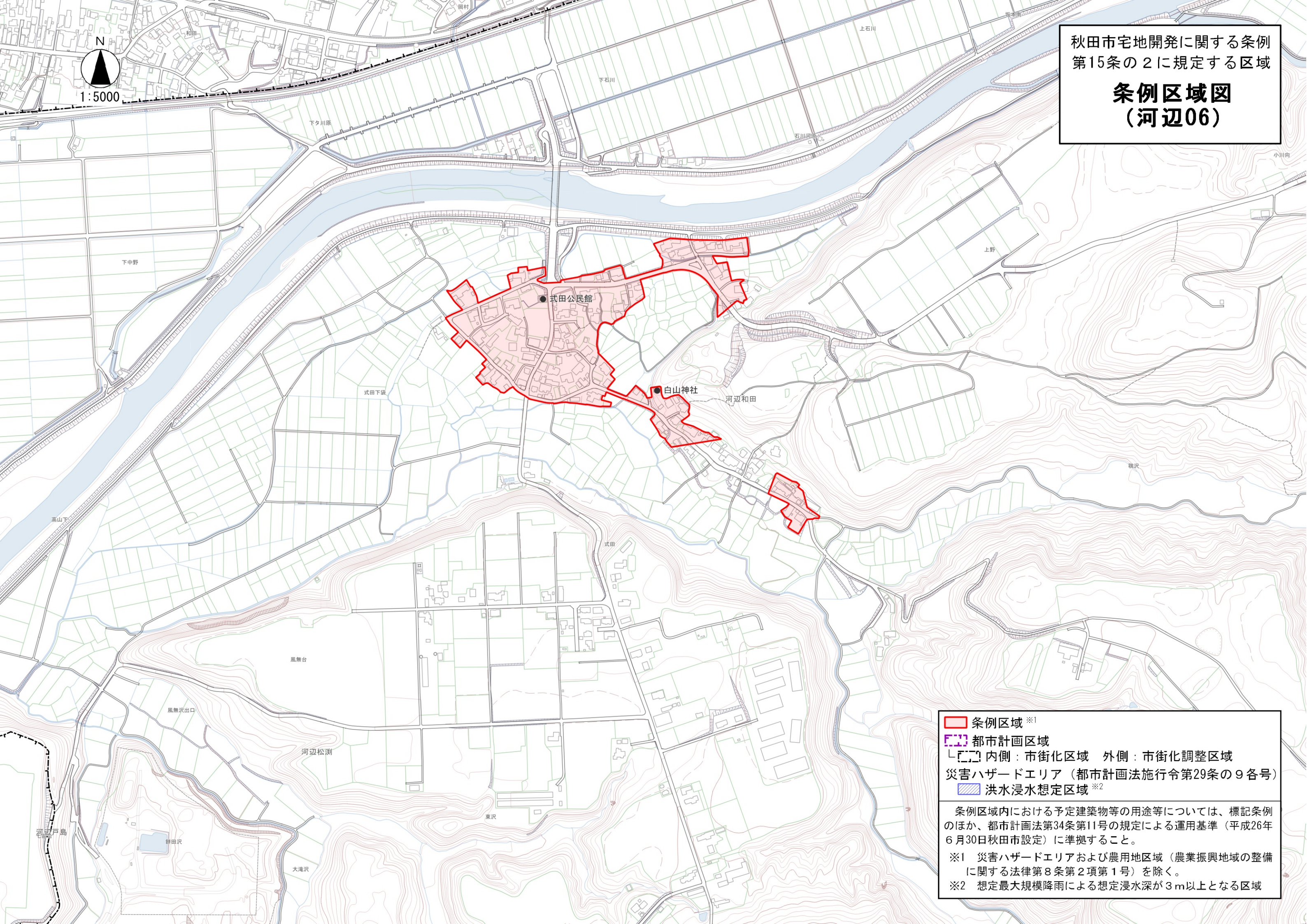


条例区域※1
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
 第15条の2に規定する区域
**条例区域図
 (河辺06)**

N
 1:5000



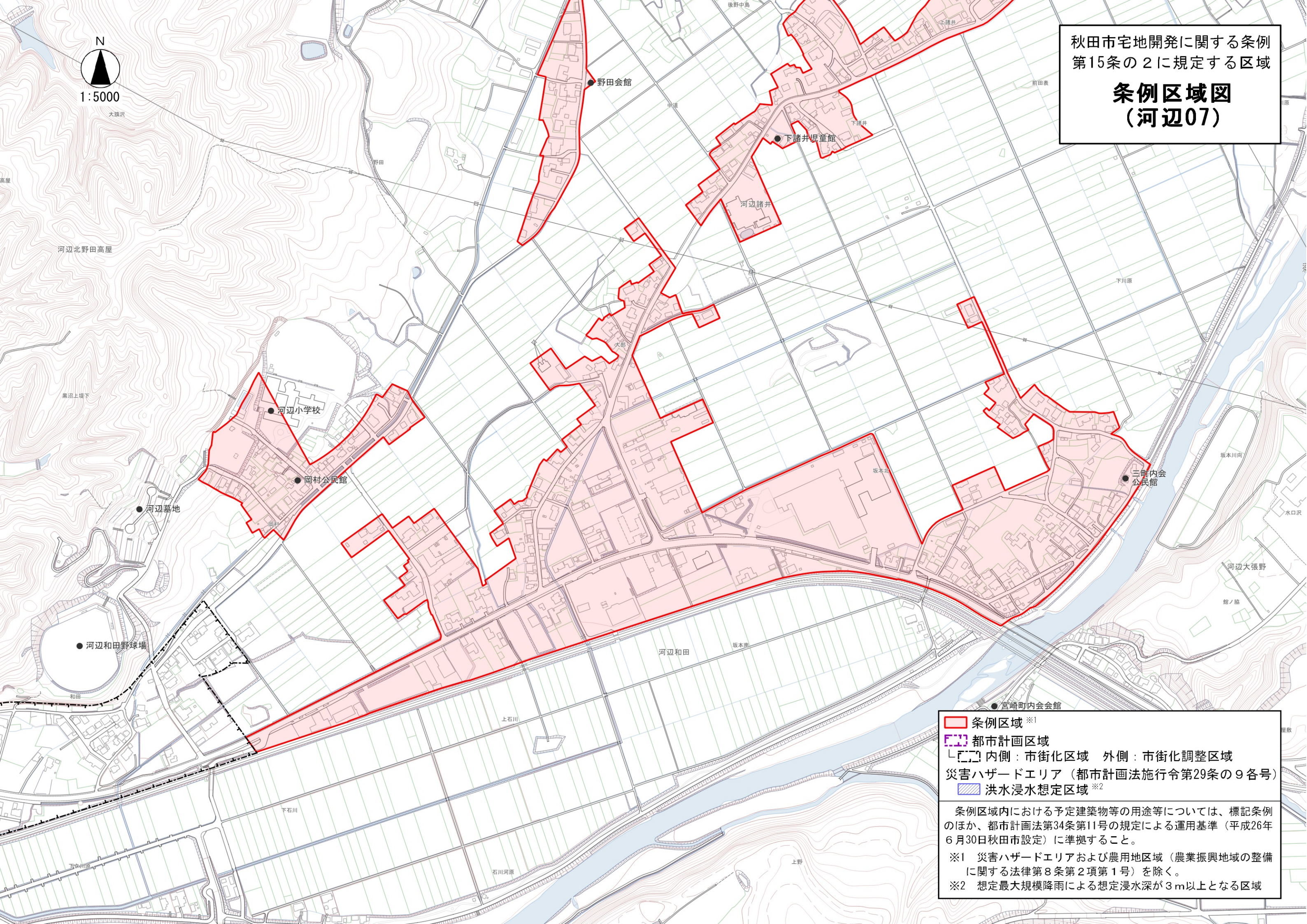
条例区域^{※1}
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
 洪水浸水想定区域^{※2}

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



1:5000

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(河辺07)**



条例区域※1
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

河辺北野田高屋

黒沼上堤下

河辺和田野球場

五ヶ所川

河辺小学校

岡村公民館

河辺墓地

野田会館

下諸井児童館

河辺諸井

大館

坂本3

三町内会
公民館

宮崎町内会会館

河辺和田

坂本南

上石川

下石川

石川河原

上野

前田表

下川原

坂本川向

河辺大張野

館ノ脇

水口沢

大蔵沢

中道

上諸井

後野中島

野田

原

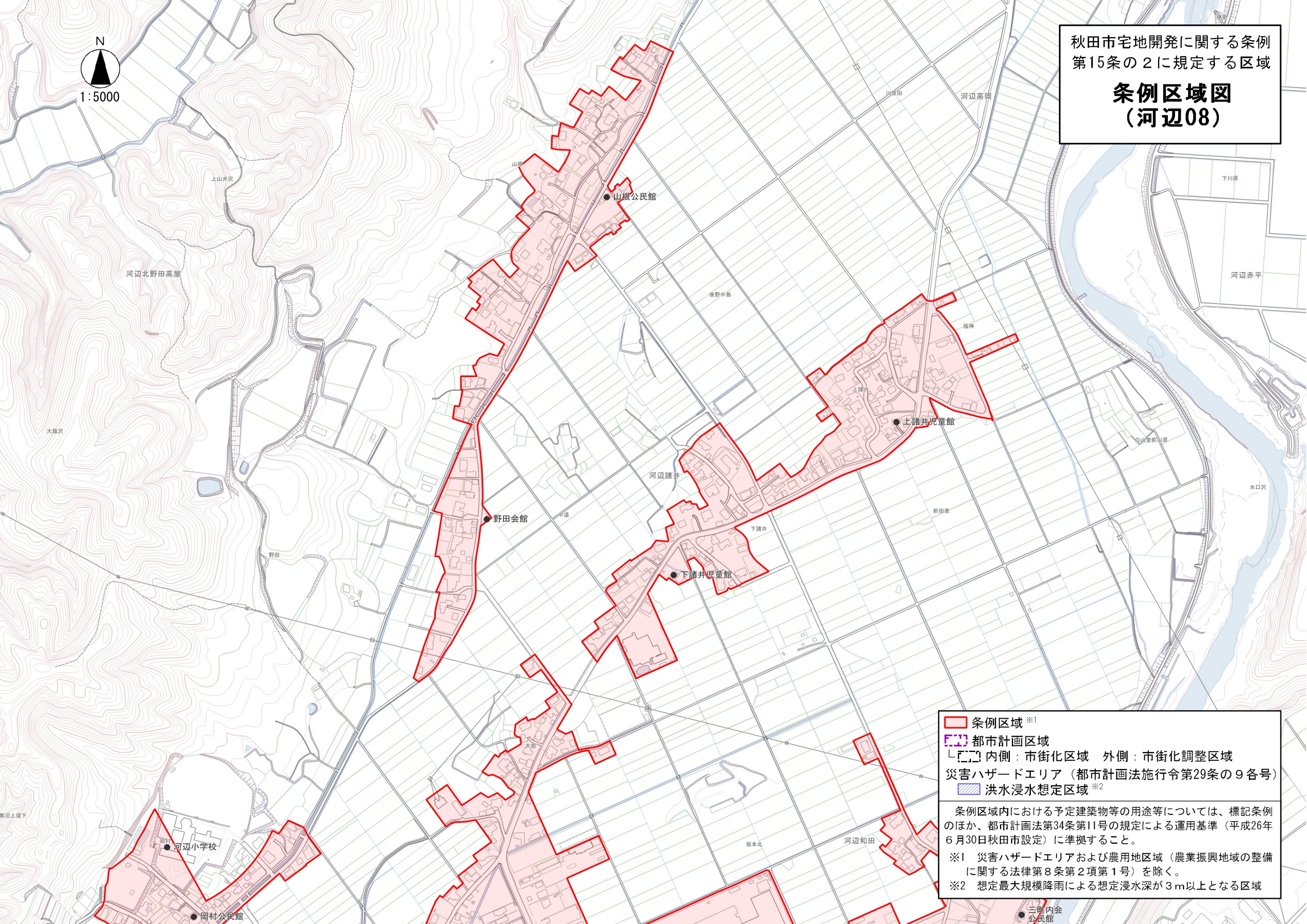
原

原

原

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(河辺08)**

N
1:5000



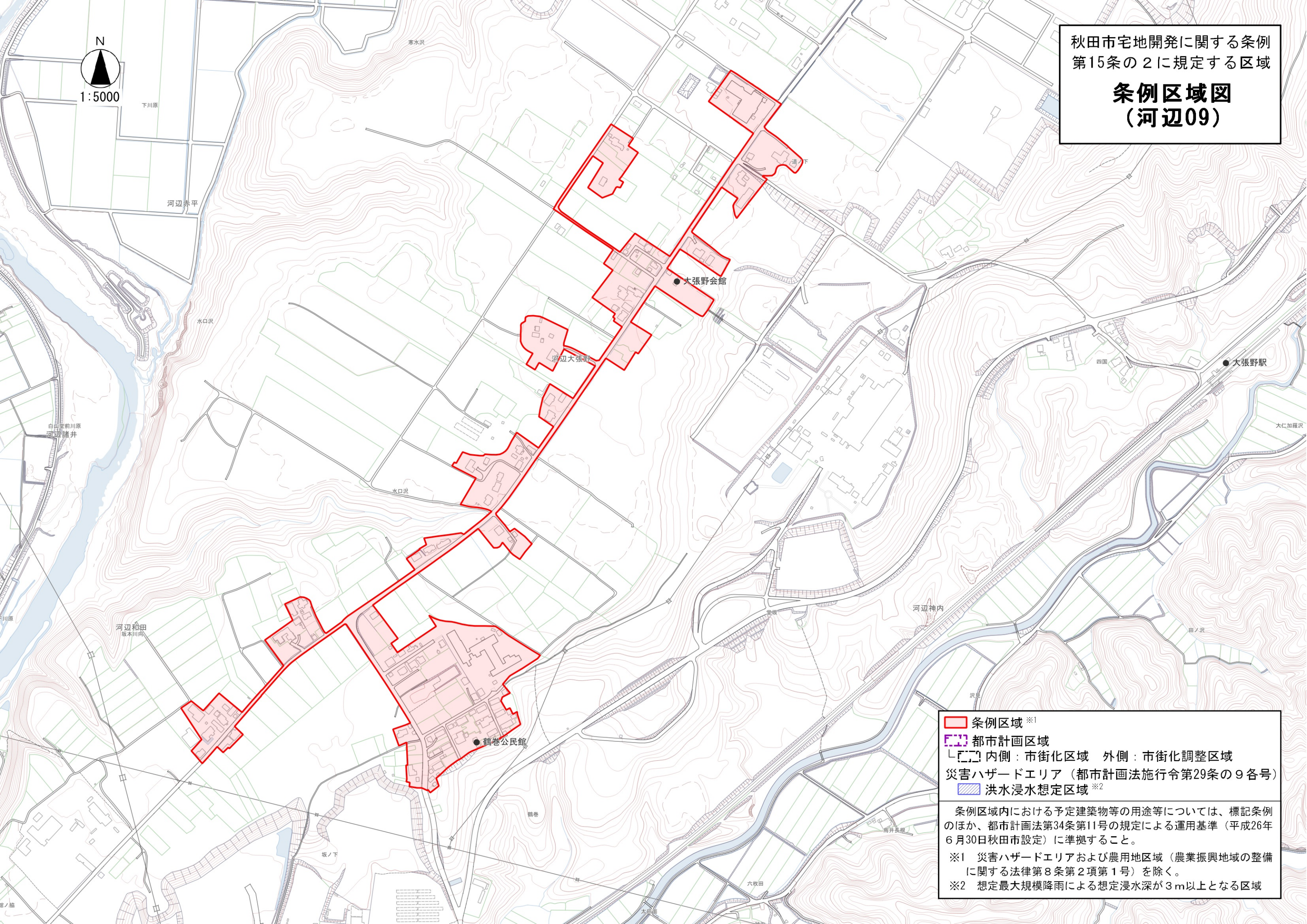
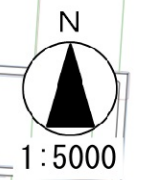
条例区域※1
都市計画区域
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
 第15条の2に規定する区域
**条例区域図
 (河辺09)**

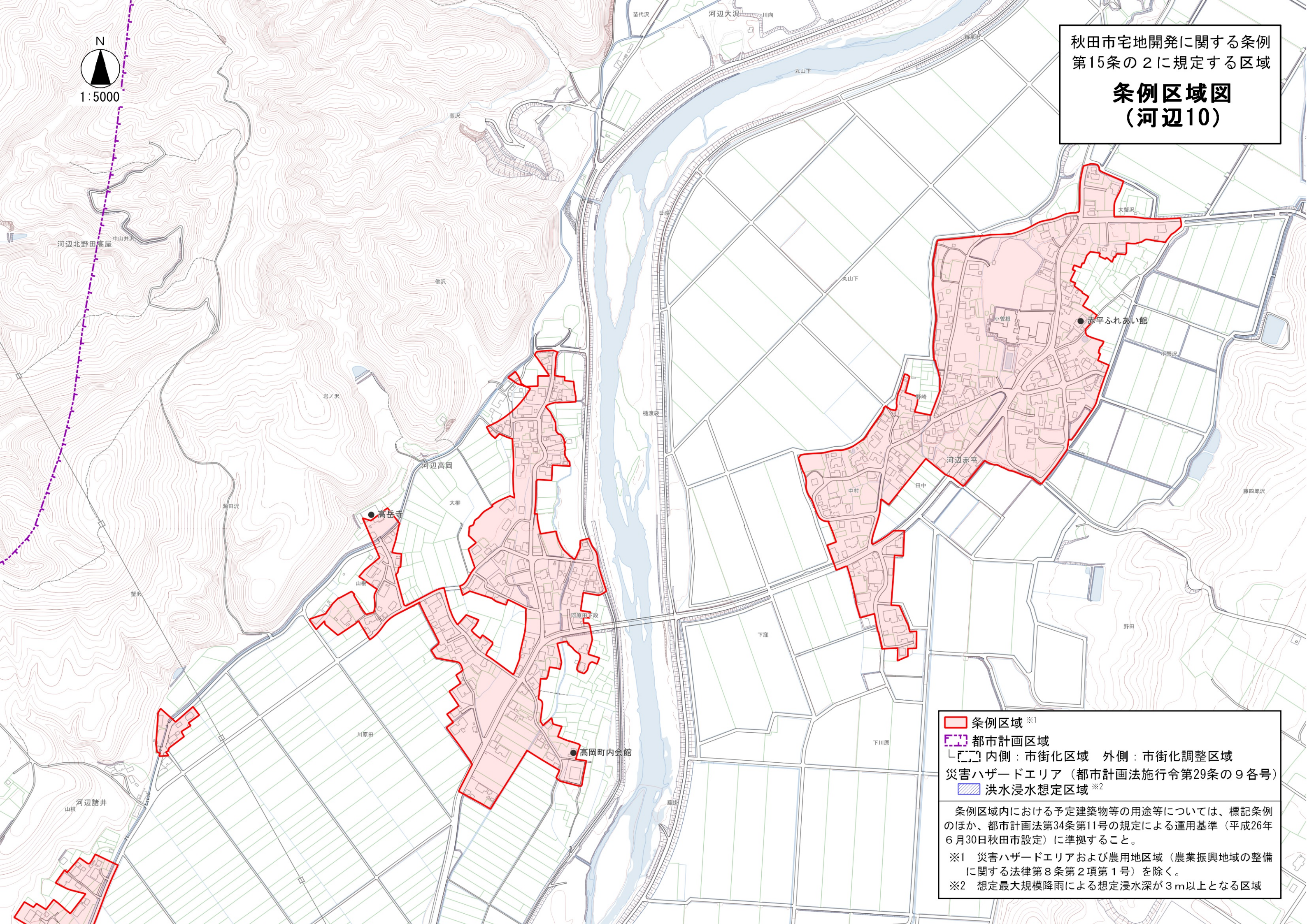


条例区域※1
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(河辺10)**



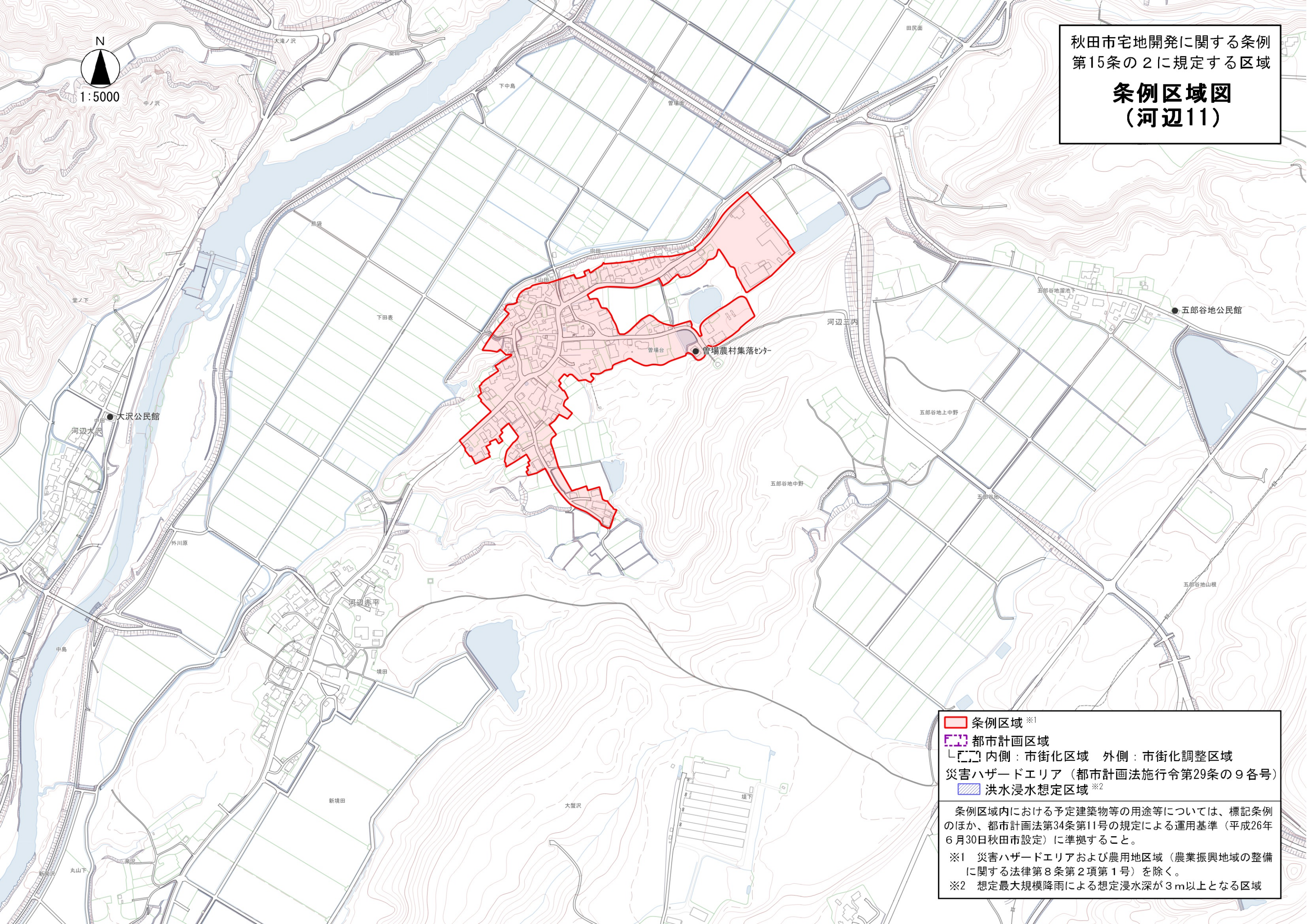
条例区域^{※1}
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
 洪水浸水想定区域^{※2}

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



1:5000

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(河辺11)**



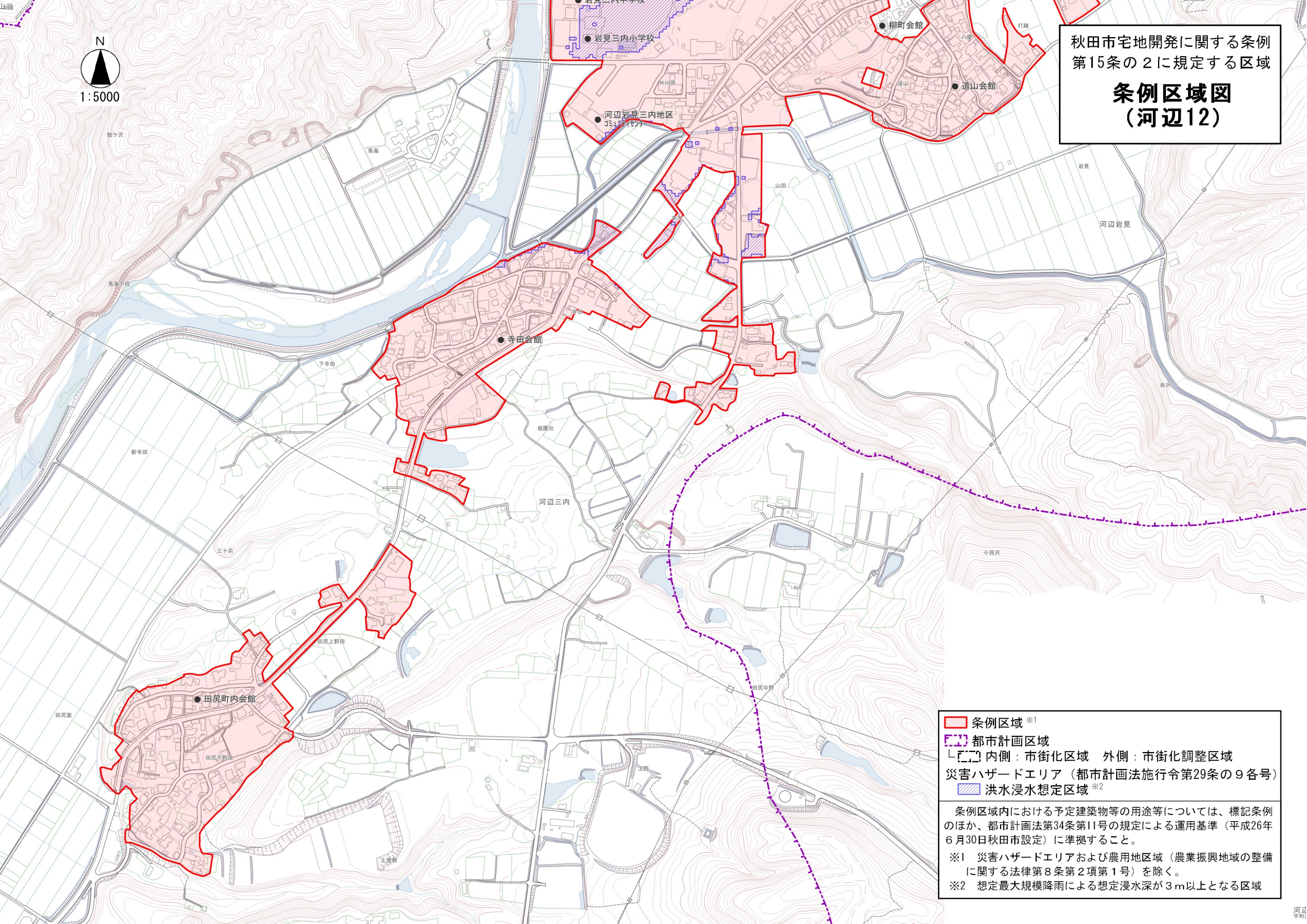
条例区域※1
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



1:5000

秋田市宅地開発に関する条例
 第15条の2に規定する区域
**条例区域図
 (河辺12)**

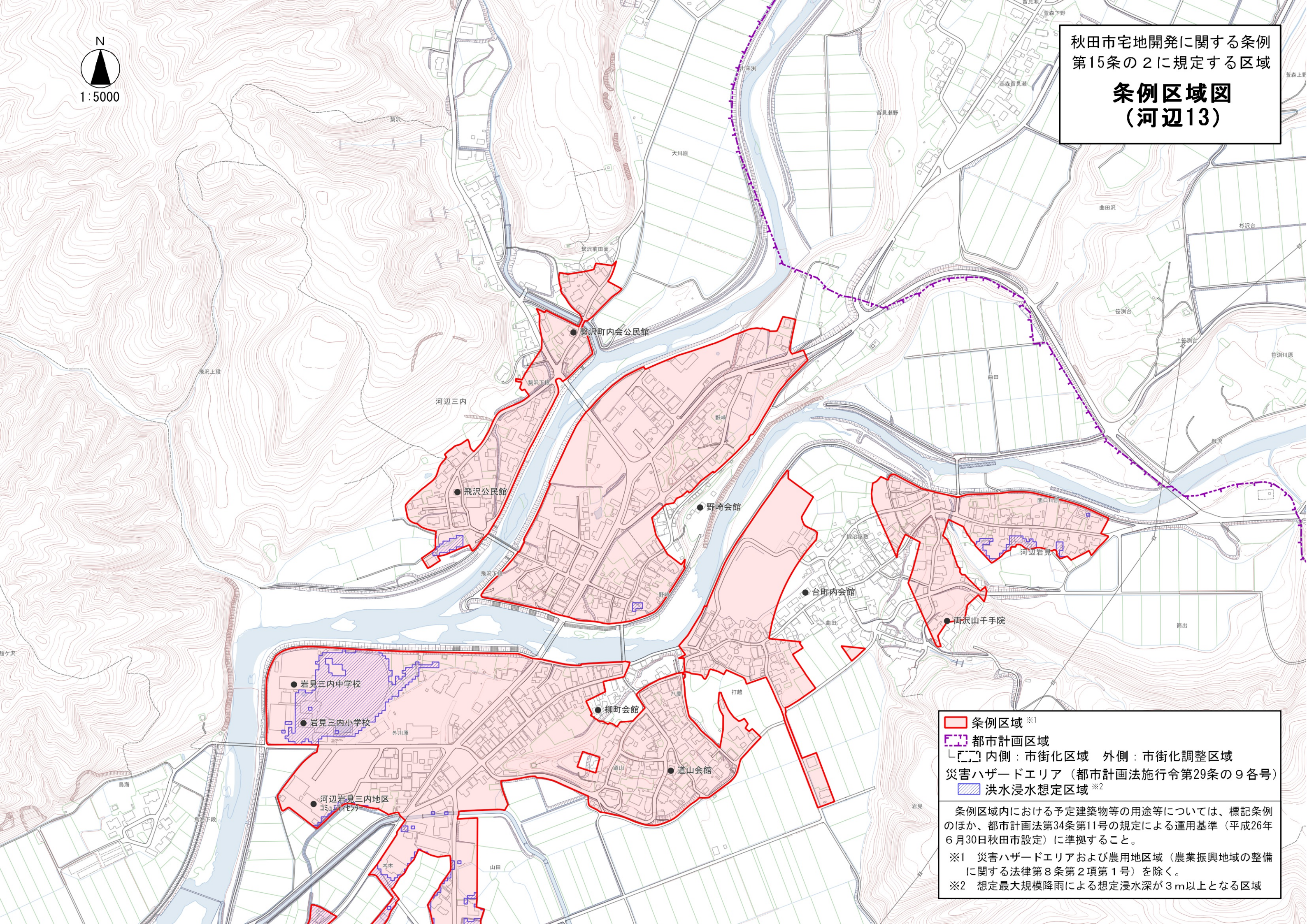


▭ 条例区域^{※1}
- - - 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
 洪水浸水想定区域^{※2}

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(河辺13)**



条例区域※1
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域